

## 医療費の自己負担割合

毎年、同一世帯の後期高齢者医療制度加入者の前年度所得に応じて、医療費の自己負担割合を判定します。7月下旬に送付する新しい資格確認書または資格情報のお知らせに記載されている自己負担割合は、8月1日(出)から1年間適用されます。

### 3割負担（現役並み所得者）となる人

同一世帯の後期高齢者医療制度の加入者の中に、市・県民税課税所得が145万円以上の人がいる場合  
※市・県民税課税所得が145万円以上の人がいる場合でも、世帯の収入・所得状況が基準額未満であれば、2割または1割負担となります

### 2割負担となる人

同一世帯の後期高齢者医療制度の加入者の中に、市・県民税課税所得が28万円以上の人がいる場合  
※市・県民税課税所得が28万円以上の人がいる場合でも、世帯の収入・所得状況が基準額未満であれば、1割負担となります

### 1割負担となる人

「3割負担（現役並み所得者）となる人」と「2割負担となる人」以外は1割負担となります

## 令和8年度の保険料と納付方法

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が創設され、子どもや子育て世帯へのさまざまな支援事業の費用に充てるため、医療保険料と合わせて子ども・子育て支援金（以下、「子ども分」）を納めていただくことになりました。

年間保険料額の通知書を7月中旬に送付しますのでご確認ください。

保険料の納付方法は、「特別徴収（年金天引き）」「普通徴収（納付書か口座振替）」「9月までは普通徴収で10月から特別徴収に切り替わる場合」の3通りです。

### 特別徴収（年金から天引きで納める方法）

年金支給月（4・6・8・10・12・令和9年2月）に年金から天引きとなります。

10月～令和9年2月の納付額は、確定した年間保険料額から、4月～8月の納付額を差し引いた残額を納めていただきます。

### 普通徴収（7月から納付書か口座振替で納める方法）

年間保険料額を、年9回（7月～令和9年3月）に分けて納めていただきます。

月々の保険料額は、通知書に記載されています。

## 保険料の決まり方（100円未満切り捨て）

$$\text{年間保険料額} = \left[ \begin{array}{c} \text{医療分} \\ \text{【均等割額】} + \text{【所得割額】} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{c} \text{子ども分} \\ \text{【均等割額】} + \text{【所得割額】} \end{array} \right]$$

所得割額＝被保険者本人の前年中の総所得金額等から基礎控除43万円を控除した金額×所得割率

※合計所得金額が2,400万円を超える人は、控除額が変わります

保険料の料率・賦課限度額

	医療分	こども分
均等割額	49,200円	1,354円
所得割率	8.61%	0.26%
賦課限度額	850,000円	21,000円

### 保険料の軽減制度（申請手続きは不要です）

#### 令和7年中の所得の状況に応じた軽減

保険料の均等割額が世帯の所得状況に応じて、7割（令和8・9年度に限り医療分は7.2割）、5割、2割軽減されます。

#### 制度加入の前日に会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった人への軽減

「均等割額」は制度加入月から2年間のみ5割軽減されます。「所得割額」はかかりません。（市町村国保、国保組合などは対象外です）

### 納付方法の変更 保険料を年金天引きから口座振替に変更できます

納付方法を変更する場合は、市民課と金融機関の両方で手続きが必要です。詳しくは、国保年金係にお問い合わせください。

※国民健康保険税を口座振替で納めていた人も改めて手続きが必要です

### 手続きに必要なもの 振替口座の情報（口座番号など）、通帳の届出印、本人確認書類

※家族の口座からの振替にすると、税申告の際の社会保険料控除は実際に負担をした口座の名義人に適用されます。世帯全体の所得税や市・県民税額に影響する場合がありますのでご注意ください